



福島原子力事故関連情報アーカイブ

Fukushima Nuclear Accident Archive

Title	海産物の放射能汚染と漁業復興の現状と課題
Alternative_Title	Current status and issues of radioactive contamination of marine products and fishery reconstruction
Author(s)	森田 貴己(水産研究・教育機構), 重信 裕弥(水産研究・教育機構), 三木 志津帆(水産研究・教育機構) Morita, Takami(Japan Fisheries Research and Education Agency); Shigenobu, Yuya(Japan Fisheries Research and Education Agency); Miki, Shizuho(Japan Fisheries Research and Education Agency)
Citation	第 8 回環境放射能除染研究発表会要旨集, p.101 The 8th Workshop of Remediation of Radioactive Contamination in Environment
Subject	セッション:企画セッション「福島第一原子力発電所事故による海、川への影響」
Text Version	Publisher
URL	https://f-archive.jaea.go.jp/dspace/handle/faa/182183
Right	© 2019 Author
Notes	禁無断転載 All rights reserved. 「第 8 回環境放射能除染研究発表会要旨集」のデータであり、発表内容に変更がある場合があります。 学会は発表の機会を提供しているもので、内容に含まれる技術や研究の成果について保証しているものではないことをお断りいたします。



海産物の放射能汚染と漁業復興の現状と課題

森田貴己、重信裕弥、三木志津帆

国立研究開発法人 水産研究・教育機構 中央水産研究所

1. はじめに

2011年3月11日に発生した極めて大きな地震（東北地方太平洋沖地震）とそれに伴う大津波によって、東京電力（株）福島第一原子力発電所（福島第一原発）は電源を喪失し、大量の放射性物質を環境中に放出させた。福島第一原発事故は、1986年4月26日にソビエト連邦で起きた世界で最大の原子力発電所事故であるチェルノブイリ原子力発電所事故（チェルノブイリ原発事故）と同じく国際原子力事象評価尺度（INES）において最悪のレベル7（深刻な事故）に分類されているが、チェルノブイリ原発事故に比べ環境中に放出された放射性物質の量は少ないことがわかっている。しかし、海洋には大気中に放出された放射性物質が降下しただけでなく、発電所が海岸に立地されていたことから高濃度に放射性物質を含んだ汚染水が直接漏洩し大規模な海洋汚染が発生した。このため、日本の水産業は甚大な被害を被り、その被害は現在も継続している。この高濃度汚染水の直接漏洩は、2011年3月26日頃から生じていた（Tsumune et al., 2012）と推定されており、その最大ピークは2011年4月前半に確認されている。この時期に直接海洋に漏洩した高濃度汚染水が、福島県産の海産物の放射能汚染の主たる原因であると考えられている。

2. モニタリング調査の概要

福島県産の海産物は、2019年3月末までに58,208検体が調べられている（水産庁HP）。2011年4-6月期においては放射性Csの基準値100 Bq/kg-wet（当時の暫定規制値は500 Bq/kg-wet）を超える割合は57.1%あったが、それ以降基準値を超過する検体数は減少していき、2015年4月に基準値超過検体は見られなくなった。その後、超過検体は、2018年3月の東京電力の調査（カナガシラ）と2019年1月の福島県漁業協同組合連合会（福島県漁連）の検査（コモンカスベ）での2検体のみが検出されている。これら超過検体が見つかった後は、当該魚種に対して集中モニタリングが行われているが、そこでは超過検体が見つからないことから、これらが非常に稀な検体であることが確認されている。これら超過検体は、福島第一原発専用港湾内に生息していた個体が、港湾内に船が出入りした際に港湾外に出てきたと考えられている。通常、福島第一原発専用港湾は、港湾口には魚の出入り防止と捕獲用の、港湾内には魚の捕獲用の漁網が設置されており、2012年度末から2019年5月末までに、5510匹の魚が駆除されている。また、港湾内では汚染が拡大しないように海底被覆等の様々な施策が行なわれている。

3. 福島県の試験操業の状況

福島県漁連は、上記のモニタリングデータや過去の知見等を参考に、2012年6月から特定の海域のタコ類と貝類の3種で試験操業を開始した。福島県漁連では、試験操業を操業日・漁船・陸揚港を限定して行う漁業と定義している。3種から始まった試験操業は、対象海域を拡大しつつ（2019年5月現在、東電福島第一原発から10km圏内を除く）、対象魚種も出荷制限魚種（5種）を除く全ての漁業対象種（約97種）まで増加している。しかしながら、その漁獲量は流通業者の不足等により、2018年で4004トン（2010年比で15.5%）に留まっている。